

令和 8 年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者など、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、予算の範囲内において、銚田市結婚新生活支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成 17 年銚田市規則第 37 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第 2 条 補助金の対象となる事業、要件及び費用は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦であること。

イ 令和 7 年度に結婚新生活支援事業(令和 7 年度地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けて実施したものに限り。)による補助を受給した世帯で、その受給額が、当該補助を給付した 1 世帯当たりの補助上限額に達しなかったものであること。この場合、令和 7 年度地域少子化対策重点推進交付金要件を準用することとする。

(2) 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている世帯であること。

(3) 所得証明書をもとに、第 6 条に定める交付申請のあった日(以下「申請日」という。)の属する年の前年の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満であること。ただし、貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の就学や生活の為に貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

(4) 対象となる住宅が銚田市内にあること。

(5) 購入した住宅または賃借する住宅の契約名義が、夫婦いずれか一方の名義であり、かつ、現にその住所を居住の本拠地として夫婦ともに同一世帯として入居していること。

(6) 婚姻の届出を受理された時点で、夫婦ともに 40 歳未満であること。

(7) 他の公的制度(本市の助成制度を除く。)による家賃補助等を受けていないこと。

(8) 夫婦のいずれもが市税及び税外収入金を滞納していないこと。

(9) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(11) 交付決定年度内において、夫婦の双方が次のいずれかに該当していること。ただし、エに掲げる要件については、夫のみが受講している場合を含む。

ア ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を

含む。)を受講していること。

イ プレコンセプションケアに関する講座を受講していること。

ウ 医療機関への妊娠及び出産に関する相談を受けていること。

エ 共家事・子育て講座(男性の家事及び育児参画のための講座を含む。)を熟考していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃貸費用及び引越し費用を合わせた額とし、次の号に掲げる額を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 60万円 婚姻日現在において、夫婦共に29歳以下の場合

(2) 30万円 前号に該当しないとき

2 前項の規定のほか、第3条第1号イに該当する世帯は、令和6年度の1世帯当たりの補助上限額から令和6年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする第3条第1号アに該当する者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書若しくは夫婦の記載のある戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

(2) 夫婦の住民票

(3) 夫婦の所得証明書

(4) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類(貸与型奨学金の返済を行っている場合)

(5) 住宅の売買契約書の写し(住宅取得費用の場合)

(6) 住宅の賃貸借見積書の写し又は賃貸借契約書の写し(住宅賃貸費用の場合)

(7) 住宅の工事請負契約書の写し(住宅リフォーム費用の場合)

(8) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住宅賃貸費用の場合)

(9) 対象費用の支払いが分かる書類

(10) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする第3条第1号イに該当する者(以下「申請者」という。)は、補助金追加交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 令和6年度銚田市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 前項第1号又は第2号、第5号から第10号までに掲げる書類

3 前項の規定による交付申請は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までの間に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があったときは、その

内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに補助金変更交付申請書(様式第5号)に、第6条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金変更交付決定(却下)通知書(様式第6号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助決定者は、第7条又は前条第2項の通知書を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が補助金の交付決定を取消しすべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該補助金が交付されているときは、補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の失効の日以前に第7条第1項の規定により交付決定を受けた者については、前項の規定にかかわらず失効後も、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

対象事業	対象要件及び費用
住宅取得費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・契約書により当該住宅の名義が夫婦の双方又は一方であることが確認できること。 ・婚姻前に取得した住宅である場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としての取得に係る費用であること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 <p>(1)土地購入代 (2)住宅ローン手数料等 (3)解体撤去費用</p>
住宅賃借費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・賃貸借契約書により当該賃貸借契約書に係る賃借者の名義が夫婦の双方又は一方であることが確認できること。 ・婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用であること。 ・婚姻前に夫婦の一方が賃借している住宅にもう一方が入居する場合、婚姻を機にした同居開始後に生じた費用であること。 ・婚姻前に夫婦の双方又は一方が賃借し同居している場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としての賃借に係る費用であること。 ・住宅を賃借した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料とする。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 <p>(1)勤務先から住宅手当が支給されている場合の住宅手当分 (2)地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分</p>
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻に伴う引越しに係る経費で、引越し業者又は運送業者への支払い、その他の引越しに係る実費。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。 <p>(1)自らが引越しを行う為に使用する自動車の賃借料や燃料代等 (2)引越しに協力してくれた者への報償等 (3)引越しに伴う発生する不用品の処分費</p>
リフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に夫婦の双方の住民票が当該住宅の住所となっていること。 ・当該工事の契約者が夫婦の双方又は一方であること。 ・婚姻を機とした住宅のリフォームに要した費用であること。 ・婚姻日より前に実施したリフォームである場合、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。 ・住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、次に掲げる費用については、補助対象としない。

	(1)倉庫，車庫に係る工事費用 (2)門，フェンス，植栽等の外構に係る工事費用 (3)エアコン，洗濯機等の家電購入・設置に係る費用
--	---